

令和元年10月臨時会

令和元年第5回

菊陽町議会10月臨時会会議録

令和元年10月28日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

第5回菊陽町議会10月臨時会会議録

令和元年10月28日（月）開会

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程

(令和元年第5回菊陽町議会10月臨時会)

令和元年10月28日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 町長提出議案第54号から議案第56号までを一括議題

日程第5 町長の提案理由の説明

日程第6 議案第54号 工事請負契約の変更について（菊陽町西部地区防災広場整備工事）

日程第7 議案第55号 工事請負契約の変更について（菊陽町西部地区防災広場備蓄棟新築工事（建築））

日程第8 議案第56号 工事請負契約の変更について（菊陽北小学校第3期大規模改造工事（建築））

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 廣 瀬 英 二 君

2 番 矢 野 厚 子 君

3 番 大久保 輝 君

4 番 阪 本 俊 浩 君

5 番 西 本 友 春 君

6 番 那 須 眞 理 子 君

7 番 佐々木 理美子 君

8 番 中 岡 敏 博 君

9 番 布 田 悟 君

10 番 福 島 知 雄 君

11 番 坂 本 秀 則 君

12 番 渡 邊 裕 之 君

13 番 佐 藤 竜 巳 君

14 番 甲 斐 榮 治 君

15 番 岩 下 和 高 君

16 番 小 林 久 美 子 君

17 番 北 山 正 樹 君

18 番 上 田 茂 政 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高 木 定 伸 君

書 記 益 満 基 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君

副 町 長 吉 野 邦 宏 君

教 育 長 上 川 幸 俊 君

教 育 部 長 吉 永 公 紀 君

総 務 部 長 阪 本 浩 徳 君

福 祉 生 活 部 長 阪 本 章 三 君

健 康 保 険 部 長 服 部 誠 也 君

経 済 部 長 士 野 公 典 君


~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（上田茂政君） ただいまから令和元年第5回菊陽町議会臨時議会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（上田茂政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番布田悟君、10番福島知雄君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（上田茂政君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。  
お諮りします。  
本臨時議会の会期は本日1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時議会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（上田茂政君） 日程第3、諸般の報告を行います。
本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。
これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 町長提出議案第54号から議案第56号までを一括議題

○議長（上田茂政君） 日程第4、町長提出議案第54号から議案第56号までの3件を一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 町長の提案理由の説明

○議長（上田茂政君） 日程第5、ただいま議題としました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。
後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。
議員各位におかれましては、令和元年第5回菊陽町議会臨時会をお願いしましたところ、大変御多用の中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。
急を要する案件が生じたので、本日、臨時会をお願いしたところであります。

それでは、提案しております3件の付議事件について提案理由を申し上げます。

議案第54号は、工事請負契約の変更について議会の議決を求めるものであります。

内容は、平成31年第2回臨時会で議決いただきました菊陽町西部地区防災広場整備工事に関するもので、工事内容の変更のため請負金額を増額変更する必要があるため、変更契約の議決をお願いするものでございます。

議案第55号も、工事請負契約の変更について議会の議決を求めるものであります。

内容は、平成31年第2回臨時会で議決いただきました菊陽町西部地区防災広場備蓄棟新築工事（建築）に関するもので、工事内容の変更のため請負金額を増額変更する必要があるため、変更契約の議決をお願いするものでございます。

議案第56号も、工事請負契約の変更について議会の議決を求めるものであります。

内容は、令和元年第4回臨時会で議決いただきました菊陽北小学校第3期大規模改造工事（建築）に関するもので、追加工事が発生しましたので契約金額を増額変更する必要があるため、変更契約の議決をお願いするものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げますが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田茂政君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第54号 工事請負契約の変更について（菊陽町西部地区防災広場整備工事）

○議長（上田茂政君） 日程第6、議案第54号工事請負契約の変更について（菊陽町西部地区防災広場整備工事）を議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（板楠健次君） おはようございます。

それでは、議案第54号工事請負契約の変更について説明させていただきます。

まず、提案理由ですが、平成31年3月27日の第2回臨時会におきまして議案第21号で議決いただきました菊陽町西部地区防災広場整備工事のうち、工事内容の変更に伴い契約金額2億5,704万円を2億6,997万5,943円に変更する必要があるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

それでは、工事請負契約の変更が必要になった主な理由について御説明をいたします。

議案の3枚目、参考資料のA3の図面をお開きください。

防災広場の平面図ですが、中央の広場部分に芝張りをするに当たり、必要な土壌改良を1万1,006平米分行うこととしています。これは、土壌の分析を行った結果、芝の育成のために必要な措置として行うものです。土壌改良の内容は図面の右側中央に示しておりますが、少し小さくて申し訳ございません。表層10センチに土壌改良材を入れるものです。本工事とは別に芝張りの造園工事を発注することとしておりますが、広大な防災広場の設計上の高さや勾配に合

寄せた施工が必要になること、繰越事業であるため確実に年度内に完成させる必要があり、施工期間上の理由から効率的かつ効果的に工事を進めるため本工事に追加するものでございます。

次に、図面の裏面を御覧ください。

広場の西側に生活用水としての井戸を設置することとしておりますが、井戸工事に当たっては実際に掘削した深さと掘削した場所の土壌構成により金額の変更が必要となりますので、設計上の土壌構成及び70メートル掘削から、実際に掘った際に判明した土壌構成と掘削深80メートルに合わせて変更を行うものとしたものでございます。設計の70メートルでは十分な地下水が出ませんでしたので、80メートルまで掘削をすることとなったものでございます。

以上、その結果、冒頭に申しましたとおり契約金額を1,293万5,943円増額し2億6,997万5,943円とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

西本友春君。

○5番（西本友春君） すいません、この芝の平面図でちょっとお伺いをいたしますが、先ほどの説明では土地の改良が必要だということで説明がありましたが、まず第1点目、これは150ミリとなっておりますが、もともとからの土を150ミリ埋める予定だったのかというのが第1点目で、2点目は、土地の土壌改良が必要ということなんですが、グラウンドの外の芝生に関しては土壌改良はしないというふうになっております。そこで、グラウンド内とグラウンドの外の土壌の違いは何でこう違っているのかというのを伺いをいたします。2点です。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） まず、1点目の、表層の部分の150ミリだと思いますが、そちらの方は変わりません。

それと、2つ目の御質問の、外側は土壌改良はしないのかということだと思いますけれども、この当該地につきましては、土壌は弱アルカリ性、平均のpHが7.8となっておりますけれども、高麗芝の育成には適しているとまでは言えない。適しているのは5.5から7.5の範囲ということでございまして、大きな障害まではいかないという程度でございまして、広場内につきましては災害時における車両の進入の可能性も考え、しっかり根づいておく必要があるというふうに考えております。園路の外側においては車両進入の可能性もほぼなく、芝張りの範囲も狭く、仮に生育が少し悪い状態でも部分的な補修ができるという範囲でございまして、費用対効果も考え、園路の外側につきましては土壌改良は今回はしないということでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） ひとつ伺いますが、これ完成後、ここの施設管理を含めて、芝生の管理も含めて、業務委託でして、そこに芝が枯れないようなしっかりした管理をさせるというところが、通常だったらそういう形をやると思うんですが、その中で、いわゆる先ほどしっかり根づくための液肥なり何なりで、土地の改良というか、芝の肥育と言ったらいいんですか、芝の管理ができるような検討というのは行われたんでしょうか。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 管理の方もございますけれど、まず芝がしっかりと当初から根づくということをまず一番に考えまして、このような土壌改良を行うことにしたところでございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 3点。

1つは、設計業者が明示してありませんが、これを教えてください。土壌改良の部分ですね。

それから、今、土壌改良とおっしゃいましたけれども、最初から分からなかったものかどうかですね。途中で土壌改良しなくちゃいけないというふうに判断されたと思うんですけども、最初から分からなかったのかどうか。

3点目が、両方で約1,200万円ぐらいの追加になりますが、内訳を教えてください。土壌改良がどのぐらい、それから井戸の掘削についてが幾らというふうに教えていただきたい。

以上です。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） まず、第1番目の設計業者ということですがけれども、この工事の事業の実施設計につきましては株式会社協和コンサルタンツでございます。

それと2番目の、初めから土壌改良の想定はしなかったのかということですがけれども、こちらにつきましては、土壌の性質というか、土壌の成分というか、そのあたりは調べておりました、工事をいつにするかあたりもありまして、どうしようかということは考えてはおりましたけれども、はっきりと決めたのは最近になってからということでございます。

それと3番目の、変更の内訳。少しお待ちください。すいません。

増額の内訳ということですがけれども、井戸の掘削につきましては、掘削深が深くはなりましてけれども、掘削した土壌構成により、ほとんど金額の増減はございませんでした。

そのほかに、ゴムチップ舗装の内側に側溝を設置しますけれども、そのグレーチングのふたなどの部材の変更がありましたけれども、ほとんどが土壌改良分の増額ということでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 今、課長の答弁では、芝の育成に最初からpH等の問題で支障があると分かってたということですが、それならばなぜ最初の入札のときにいろんな対応をしなかったのか、その点を伺います。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 先ほど申しましたけども、まず土壌の性質を分析したところ、pHが7.8ということで弱アルカリ性ということでした。高麗芝につきましては、しやすいpHが5.5から7.5ということで、7.8というのは微妙なところで、生育しやすい適したところ、微妙なところでございまして、確実に根づくようにするためにはということで、今回の土壌改良ということでございます。

○議長（上田茂政君） 坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） それなら、なぜ最初からそういう対応をしなかったのか、伺いたいんですが。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（阪本浩徳君） お答えいたします。

光の森の用地につきましては、平成21年度に多目的広場として簡易整備をいたしました。そのとき、土壌につきましてはやっぱりごみが相当してたもんですから、保水力のある部材を使おうということで、少し、芝とかの張りつけは確かに悪かったというところではあります。そのとき、やっぱりごみもするもんですから、多目的広場の周囲ですね、ぐるっと、周囲ずっと、ランニングとかする部分につきましては芝を植えました。それが、なかなか活着は悪かった思いはあります。今回は約1万1,000平米、真ん中に芝を張れますもんですから、できるだけ活着がよくなるようにということで、芝を考えたんですけども、その芝生工事の中で盛り込もうかというのは当然考えておりました。実際、1.1ヘクタールを芝の業者に頼めるかと、基本的には舗装という形になりますので、やっぱり技術力のある、土木舗装業を持っている現在の業者がいいんじゃないかというふうに考えたところで、変更契約になったということでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第54号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第55号 工事請負契約の変更について（菊陽町西部地区防災広場備蓄棟新築
工事（建築））

○議長（上田茂政君） 日程第7、議案第55号工事請負契約の変更について（菊陽町西部地区防災
広場備蓄棟新築工事（建築））を議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（板楠健次君） 議案第55号工事請負契約の変更について説明させていただきます。

まず、提案理由ですが、平成31年3月27日の第2回臨時会におきまして議案第22号で議決い
ただきました菊陽町西部地区防災広場備蓄棟新築工事（建築）のうち、工事内容の変更に伴い
契約金額2億412万円を2億1,451万5,000円に変更する必要があるとありまして、議会の議決に付す
べき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもので
ございます。

それでは、工事請負契約の変更が必要になった主な理由について御説明いたします。

議案の3枚目、参考資料のA3の図面を御覧ください。

まず、防災広場の平面図のうち、南側の駐車場部分の赤の斜線を引いているところの舗装を
密粒アスファルトから透水性アスファルトに変更を行うこととしております。本工事は実施設
計の会社と施工管理の会社が異なるものでありますが、管理会社による設計の精査及び本町と
の協議の結果、広場の面積が広いと雨水が滞留する可能性があるかと判断し、より確実に雨水
排水を行って、災害時の活動の支障とならないように今回透水性アスファルト舗装へと変更す
るものでございます。あわせて、備蓄棟の出入り口の舗装にトップコート、色づけですけれど
も、それを行い出入り口を明確化すること、また利用者が駐車しやすいよう駐車場の区画線を
二重にすることとしています。

次に、図面の裏面を御覧ください。

備蓄棟の外壁につきましては、工場塗装製品による押し出し形成セメント板を使用すること
としておりましたが、当該商品が工期内に納入されないことが判明しましたので、工期内に納
入される無塗装のものに変更し、工事現場において工場塗装製品と同等の性能を持つ超低汚染
高耐候性弾性塗装、汚れが付きにくく紫外線、赤外線、雨などに対して耐久性がある、さらに
弾力性がある塗装ですけれども、この塗装を施すということに変更しております。

その結果、冒頭に申しましたとおり契約金額を1,039万5,000円増額し契約金額を2億
1,451万5,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） 何点か御質問させていただきます。

まずは、こちらもA3の1枚目と2枚目の内訳を教えてくださいと思います。

あと、2枚目の方の納期の問題で材料なりを変更したということだったと思いますけども、設計段階での材料の価格と、これ変更した上でこの価格が幾らぐらい変わったのかというところをお尋ねいたします。

あとはもう一点、1枚目の方ですね、舗装とかのことについてかと思えますけども、設計の途中で精査をして変更が必要になったというような御説明だったかと思えますけども、どの時点でどのような精査を行われたのかというところをお願いいたします。

以上です。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） お答えします。

まず、1番目の内訳ですね。増額の内訳ですけれども、これは直接工事費でアスファルト区画線などの外構工事が約800万円、それと外壁塗装工事がこれはマイナスの約160万円、そのほかプロパン庫の変更に30万円、鉄骨部材の追加に約26万円等でございます。あわせて軽微な変更が少しございますが、以上でございます。

それと、2番目の金額が、材料の金額ということ……

（「壁の納期が……」の声あり）

設計時で、納期が。

そこは設計時では確認ができておりませんで、工事契約をした後に分かったと。

それと、価格の方は、ちょっとよろしいですか。結果的にはマイナスの金額という……。

よろしいですか。

それと、3番目の舗装の方、こちらの方ですけれども、こちらも当初の設計では先ほど申しました密粒の、透水性でないアスファルトでございましたけれども、こちら設計会社と管理会社が違うものですから、工事の管理会社といろいろ打ち合わせする中で、なかなか勾配もとれないということで、水がたまる可能性がある、水たまりができる可能性が少し、広いものですから難しいということで、確実に排水させた方がよいのではということで、透水性のアスファルトに変更したということでございます。

○議長（上田茂政君） 大久保輝君。

○3番（大久保 輝君） ということは、勾配の問題でこれは設計の変更がなされたということになるのでしょうか。勾配ですと、一番初めの設計段階から、ある程度はかって分かっておるべきことだったのではないのかなというふうに思いますが、そこが少し疑問で。

あとは、その精査というのはいつ行われたんですかということをお尋ねしたところで

ございます。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 精査をしたのは、工事を発注して、管理業者、それと施工業者と、それと町とで打ち合わせをする中で、透水性の方にした方がいいかということで協議をしたところでございます。よろしいですか。

（「いつ頃行われたんですか」の声あり）

これ、時期……。

すいません、後ほど。すいません。

○議長（上田茂政君） 執行部に申し上げます。答えは丁寧に分かりやすく、ちゃんと勉強してここに入ってきてください。

ほかに質疑ありませんか。

西本友春君。

○5番（西本友春君） 2点ほど。

1つ目は、先ほど設計会社と管理会社が違って、そこの打ち合わせの中で、こういうふうの問題があるということをおっしゃったんですが、もともと入札の段階、入札したときにはそういうところは、私は民間出身ですので、入札するときには前もって仕様書なり何なりがあって、それを見てしっかり検討して入札に臨んでいる。そこで変更があった場合は、もうその金額内で全部通常やるのが民間企業です。先ほどから少し回答に苦しまれているところがあって、私としては、その設計会社と管理会社が違っていたから入札時には分かりませんでしたみたいなことは、とても理解しがたい。

だから、要は菊陽町は、後で、入札率98%台だったかなというふうに思っていますが、約5%の金額アップです。そうすると、入札後に幾らでも修正すれば認めていただけるようなふうに、少し、業者さん、請負業者さんが考えられると非常に困るかな。

それから、見ばえがいいように二重線、駐車場が目立つようにということで、これはもともとから業者が本来であれば考えてすべきことというふうに思っています。

それから、先ほど納期の問題がありました。これもそうですけど、本来提案して受注した場合、納期が間に合いませんということはあり得ません。だから、本来であればマイナスに金額がなったからいいという問題ではない。商品が変わってるわけですので、そういう部分でいきますとこの業者さんに、言い方は悪いですけど、通常だったら納期が間に合わなければペナルティーが科せられる形になりますんで、そのことについてはどのように考えているかをお伺いします。

2点です。設計会社と管理会社の違いと、ペナルティーのところです。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） まず、1点目の設計業者と管理業者が違うということでございますけれども、違いますので、当初の設計では透水性ではない密粒のアスファルトでの設計でござい

まして、そして管理会社といろいろ協議をする中で、これは確実に雨水を排水させた方がいいということで協議をして、そして決定したということでございまして、当初から分かっていたのではないかということをおっしゃいますとなかなか厳しいところがございますけれども、そういう中で一番いい方法ということで、透水性アスファルトに変えたということでございます。

それと、2番目の納期の件ですけれども、こちらにつきましては製品を発注後に納期ができないということではなくて、製品の業者に発注する前に確認したところ納期が間に合わないということでしたので、それでは無塗装のものであれば工期に間に合ってくるので、無塗装のものに現場で塗装するというような方法に変えたということでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 再度、その発注のところ、すいません。

入札決定事項のときには、その発注のところは確認をしてなくて、その後、業者が発注して間に合いませんでしたということの報告があって、そういうふうに変更をされたんでしょうか。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 契約後に、間に合わないということが分かったということです。

○議長（上田茂政君） 西本友春君。

○5番（西本友春君） 契約後に、間に合わないというのを業者から言われたということの理解でよろしいんですかね。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） 言われたかどうか、そこは私、確かに言われたかどうかと言われると、ちょっとあれなんですけれども、契約後にそこが分かったということでございます。

○議長（上田茂政君） 渡邊裕之君。

○12番（渡邊裕之君） 西本議員3回ということでございますが、それはしっかり総務委員会の方で詰めていただいて、また議会に報告をしていただきたいと思います。

1点お尋ねをいたします。

議案第54号、議案第55号、同じ防災公園の整備に関する変更でございますが、1,200万円と1,000万円余ということで、2,200万円余のこれは増額であります。これは防災に関する補助事業であったかと思いますが、この財源の内訳はどうなりますでしょうか。全て一般財源による菊陽町からの持ち出しなのか、国に再度申請して増額になったということは、補助額が変わるということはないかと思いますが、これは2,200万円の町民の負担ということになりますので、その辺を明確に、今後はこういう変更の際はお示しをいただきたい。この議案第56号でも同様でございますが、まずはこの件についてお尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君） 総務課長。

○総務課長（板楠健次君） こちらの補助事業ですけれども、この変更契約によって増額する分も

補助の対象ということでございます。

以上です。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑ありませんか。

北山正樹君。

○17番（北山正樹君） それでは、1点お尋ねをしますが、この議案第54号、議案第55号ですよ。設計の段階でというか、今年の3月の臨時会で議案として提出された時点で、理解されているだろうと思うことが今回変更ということで出てきているというところに、ちょっと議案として提出する精度が、完成度が悪いというふうに感じてしょうがないんですよね。今後も、町長の方からもこういうものの関連する議案というのは今後も出てくるとは思いますが、提出されるに当たっては、やはり議案として、完璧とは言いませんが、かなり考えられるところはもう詰めて議案を提出するというのは基本だろうと思いますが、この辺についての考えはどういうふうにお考えなのかをお尋ねをいたします。

○議長（上田茂政君） 総務部長。

○総務部長（阪本浩徳君） お答えします。

確かにおっしゃるとおり、少し甘かったところは確かに私たちも反省いたしております。

実際、これはやっぱり億単位の工事になりますと、施工中にいろんな課題等が出てくる場合もございます。そういう場合は、調整できく場合もありますけども、今回の場合は舗装をちょっと変えるというのもありましたし、それから土壌改良ですね、こちらにつきましては、もともと要るだろうということは、芝張りの方に本当は入れておったんですね。ですけど、やっぱり本工事の方がいいだろうということで変えましたので、こちらにつきましては当初の計画どおりではあったかと思えますけれども、変更になったと。舗装関係は、大型車両が入るのを想定しておりましたので、浸透性ですと弱いんじゃないかというような考えを持っておりました。実際に、あの面積なものですから、大雨のときは、工事期間中も雨が相当外に出ております。ですので、中の方である程度処理しないと他に迷惑がかかりますので、そういうところがありまして浸透性に変えたという理由はございます。

それから、設計がちょっと甘かったということは確かにあるかと思えますけれども、私たちも今後勉強して、こういうことがないようにしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

甲斐榮治君。

○14番（甲斐榮治君） 賛成の立場で討論をいたしますが、今いろいろ意見が出ましたように、

少しここ注文をつけておきたいと思います。

我々は予算の段階で、その出てきた案件を精査すると同時に、予算全体との関連等を見て判断をするわけで、ですからそこでの精度が高くないと、後でまたこういうふうには訂正が出てきますと、そのときの議論は何だったかということにもなりかねません。ですから、最初に出されるときにその辺の精査といいますか、これはしっかりしていただきたい。

それから、今総務部長の言葉にありましたように、大規模な工事になりますと何が出てくるか分からないというところが確かにあると思います。以前、西部町民センターのときに石が出てきて、それがどうしようもないと、そういうやむを得ぬ変更もあるかと思いますが、今回の件はどちらかといえば、難しい面もありますが、事前に何とかならなかったかという、そういう余地はあるかというふうに思います。ですから、そういう予算と違う状態になった場合には、1つは、業者と、あるいは設計監理者とか設計業者あたりとしっかり詰めて、もともとのその予算の範囲内で何とかならんかという努力をしていただきたい。

ただ、もう今回は工事が動いてますし、住民の生活にも深くかかわっていくようなそういうことですので、これはこれとして賛成をいたしますが、どうぞ今申し上げたことを今後はひとつ御注意いただきたいと思います。

以上をもって賛成討論といたします。

○議長（上田茂政君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第55号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第56号 工事請負契約の変更について（菊陽北小学校第3期大規模改造工事（建築））

○議長（上田茂政君） 日程第8、議案第56号工事請負契約の変更について（菊陽北小学校第3期大規模改造工事（建築））を議題とします。

施設整備課長、説明を求めます。

○施設整備課長（山川和徳君） それでは、議案第56号工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

菊陽北小学校第3期大規模改造工事（建築）請負契約の変更契約締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

それでは、工事請負契約に変更が必要となった主な理由について御説明申し上げます。

2枚めくっていただき、参考資料の1ページをお開きください。

菊陽北小学校配置図でございます。図面の上が北になります。菊陽北小学校は平成29年度から本年度まで菊陽北小学校施設整備事業に取り組んでおり、本年度が第3期目、最終年度となります。本議案の工事は赤色で網かけしている管理及び特別教室棟の改修改造工事になります。

今回工事を進める中で、天井材や壁材に隠れ、設計段階で把握できなかった経年劣化等によると思われるひび割れなどの損傷部が多数確認されましたので、補修工事を行う必要が生じたところでございます。

次のページ、参考資料2ページを御覧ください。見づらくなっておりますけど、申し訳ございませんが2ページを御覧ください。

1階の天井裏の図面になります。1階では、コンクリートの爆裂により、はりの断面が欠落している箇所が確認されました。爆裂の箇所は図面のピンク色の部分になります。爆裂とは、ひび割れなどから水分がコンクリート内部に浸入し、鉄筋がさびて膨張し、コンクリートが剥がれ落ちる現象のことです。補修の方法としましては、高強度の樹脂モルタルを爆裂箇所に塗ることにより補修を行います。

また、緑色の部分は経年劣化によるものと思われるひび割れになります。補修の方法としましては、エポキシ樹脂という接着剤を注射器でひび割れ箇所に注入し補修する工法でございます。

次のページ、参考資料3ページを御覧ください。

2階天井裏の図面になります。ここでは、図面右下の凡例の色のとおり緑色で表示しておりますひび割れ、オレンジ色のモルタル浮き、ピンク色の爆裂が図面にお示しする箇所で確認されましたので、それぞれ適した補修工事を行うこととしております。

次のページ、参考資料4ページを御覧ください。

3階の天井裏の図面になります。3階につきましては、他の階とは異なりまして、はりや柱に複数のコールドジョイントが確認されております。赤い網かけの部分がコールドジョイント部分になります。コールドジョイントとは、コンクリート打設作業におきまして、打ち継ぎ間隔があき過ぎたことによりましてコンクリートが一体化しない状況のことを言います。コールドジョイントの補修方法としましては、劣化し剥離しかけたコンクリートを撤去しまして、流用性のある無収縮モルタルにより断面を補修します。また、その上に万全を期すため補修部分が分離脱落しないよう炭素繊維で補強いたします。

以上、主な追加工事につきまして説明させていただきましたが、これらの追加工事に伴いまして増額変更をお願いするものでございます。

1枚目の議案書にお戻りください。

令和元年第4回菊陽町議会臨時会の議決を経て締結しました菊陽北小学校第3期大規模改造工事（建築）請負契約につきまして、契約金額1億4,025万円を1億4,609万3,749円に変更す

るものでございます。変更額は584万3,749円の増額となります。

以上で施設整備課から説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（上田茂政君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

坂本秀則君。

○11番（坂本秀則君） 今回発見されたひび割れとか爆裂箇所ですかね、これ、北小学校耐震対策工事は終わっていると思いますが、こういう箇所が見つかってここに補修工事が行われるわけですが、耐震強度等を大変危惧するわけですが、その点いかがですか。

○議長（上田茂政君） 施設整備課長。

○施設整備課長（山川和徳君） 御指摘のとおり、菊陽北小学校は昭和56年度に建設されまして、平成17年度に耐震診断調査を実施し耐震不足が確認されております。それをもちまして平成20年度に耐震補強工事を実施したところでございます。そして、平成29年度から今年まで3年間にわたりまして大規模工事を実施してる中、こういった案件が発見されたということでございます。対応につきましては、当該工事の設計を担当した、また管理業務を受託しております佐藤設計株式会社と専門家の意見を聞きながら構造等について調査検討をし、その結果、本件施工方法により修復することで耐震強度は保たれるという結論に至ったところでございます。

以上でございます。

○議長（上田茂政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（上田茂政君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第56号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上田茂政君） 全員賛成です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和元年第5回菊陽町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前10時48分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため
にここに署名します。

令和 年 月 日

菊陽町議会議長 上 田 茂 政

菊陽町議会議員 布 田 悟

菊陽町議会議員 福 島 知 雄

菊陽町議会会議録
令和元年第5回10月臨時会

令和元年10月発行

発行人 菊陽町議会議長 上田茂政
編集人 菊陽町議会事務局長 高木定伸
印刷 株式会社 きょうせい九州支社
電話 (092) 831-0700 (代表)



菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800
電話 (代) (096) 232-2111
議会事務局TEL (096) 232-4919